

社会貢献活動支援推進計画策定に当たっての考え方

1 計画策定の趣旨

高知県社会貢献活動推進支援条例第9条に基づき、平成26年以降の社会貢献活動に対する支援策を総合的かつ計画的に推進するため、第2次計画における成果と課題等を踏まえて、第3次計画を策定する。

2 計画期間

平成26年度～平成30年度（5年間）

3 策定方法

高知県社会貢献活動支援推進会議の意見をいただきながら、計画等を取りまとめ、パブコメを経て、25年度内に策定。（スケジュールは別紙参照）

〈作業〉

- ・ これまでの取り組みと成果の検証（別紙）
- ・ 現状把握（NPOの状況の数的把握、県民・NPO・行政・企業の意識調査）
- ↓
- ・ 課題の分析
- ↓
- ・ 対策の検討
- ↓
- ・ 計画への反映 ← 庁内関係課や
高知県社会貢献活動拠点センターとの協議

4 計画における各支援策の体系的な整理等

○各支援策はそれぞれ行動計画として位置づけ、体系的に整理する。

計画目標…指針(基本方針)…行動計画(支援策)

目 標：県条例第9条第2項第2号に掲げる「計画の目標」として定める。

（計画のコンセプトである、「引き続き社会貢献活動の量、質の充実を図るとともに、行政との質の高い協働による新しい公共の創出につなげる」ための目標）

指 針：県条例第3条の「基本理念」に基づいて定めるもので、現計画第4章第1節の基本方針に相当するもの

行動計画：県条例第9条第2項第4号に掲げる「社会貢献活動に対する支援策」として定める。

○行動計画には**重点項目**を設け、設定可能なものについては**数値目標**を定める。